

議第28号

三島市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案

三島市職員等の旅費に関する条例（昭和43年三島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「職員」の次に「（任命権者の要請に応じ、国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員であった者が引き続いて採用された場合に限る。）」を加え、「旅行する」を「旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成31年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士